

社会福祉法人古河市社会福祉協議会 ボランティア登録要項

(趣旨)

第1条 この要項は、社会福祉法人古河市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が、ボランティア活動者及び団体の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 古河市においてボランティア活動をおこなっている、又は行おうとしている団体及び個人。

- (1) 団体の組織運営が適切である団体。
- (2) ボランティア活動が自主的かつ計画的・組織的に行われている団体。
- (3) ボランティア活動が年間を通して定期的に実践している団体。
- (4) ボランティア活動の自主性を尊重する観点から、自主財源確保に努力し、会員による会費負担がなされている団体。
- (5) ボランティア活動を行っている又は行おうとしている個人。

(登録の申請)

第3条 ボランティア団体として登録しようとする団体(以下「申請団体」という。)は、社協ボランティア団体登録申込書(様式1)を社協会長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消しをする場合も同様とする。

2 ボランティア団体登録申込書(様式1)には、会則、会員名簿(別紙1)を添付するものとする。

3 個人については、ボランティア個人登録申込書(様式2)を提出すること。

(登録の許可)

第4条 社協会長は、前条の申請に基づき登録の許可を決定した時は、申請団体に登録決定通知(様式3)交付するものとする。

(登録の取り消し等)

第5条 社協会長は、ボランティア団体として登録したことにより、社協に著しく支障があるときは、登録を取り消すことができる。

また、登録の取り消しをするときは、登録取り消し通知書(様式4)により、登録団体に通知しなければならない。

(登録の変更)

第6条 申請団体の登録に変更がある場合は年度毎に変更を行うものとする。

変更の際は、ボランティア団体登録変更届出書(様式5)をもって変更事項を再度提出するものとする。

2 個人についても、年度毎に変更の確認を行うものとする。

(委任)

第7条 この規則を定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成20年7月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成21年7月1日から施行する。